

錦江町
子育て支援住宅整備事業
事業契約書（案）

令和 年 月 日

錦江町

目次

事業契約書	1
第 1 条 (総則)	2
第 2 条 (事業日程)	2
第 3 条 (事業費内訳書及び詳細事業日程表)	2
第 4 条 (事業の概要)	2
第 5 条 (規定の適用関係)	2
第 6 条 (契約の保証)	2
第 7 条 (権利義務の処分等)	3
第 8 条 (資金調達)	3
第 9 条 (許認可等の手続)	3
第 10 条 (事業用地等の引渡)	3
第 11 条 (土地の調査)	3
第 12 条 (条件変更等)	4
第 13 条 (要求水準書の変更)	4
第 14 条 (要求水準書の変更協議請求)	4
第 15 条 (近隣住民に対する説明及び環境対策)	4
第 16 条 (P F I 施設の設計)	5
第 17 条 (設計に関する第三者の使用)	5
第 18 条 (P F I 施設の建設)	5
第 19 条 (工事に関する第三者の使用)	5
第 20 条 (工事監理者の設置)	6
第 21 条 (中間確認、報告等)	6
第 22 条 (工事の中止)	6
第 23 条 (事業用地等が不用となった場合の措置)	6
第 24 条 (引渡予定日の変更)	7
第 25 条 (引渡予定日の変更等に係る協議)	7
第 26 条 (臨機の措置)	7
第 27 条 (工事の施工について第三者に及ぼした損害)	7
第 28 条 (事業用地等の確保ができないこと等による損害)	8
第 29 条 (建設期間中の不可抗力による損害)	8
第 30 条 (選定事業者が行う完工検査)	8
第 31 条 (管理者等が行う完工検査)	8
第 32 条 (P F I 施設の引渡し)	9
第 33 条 (瑕疵担保)	9
第 34 条 (第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害)	9
第 35 条 (法令変更等)	9
第 36 条 (法令変更等による増加費用)	10
第 37 条 (法令変更等による減少費用)	10
第 38 条 (P F I 施設整備に係るサービス対価の支払)	10
第 39 条 (物価の変動に基づく P F I 施設整備に係るサービス対価の変更)	10
第 40 条 (金利の変動に伴うサービス対価の変更)	10

第 41 条	(サービス対価の変更方法)	11
第 42 条	(サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更)	11
第 43 条	(管理者等の解除権)	11
第 44 条	(契約の解除)	12
第 45 条	(選定事業者の解除権)	12
第 46 条	(不可抗力又は法令変更等による解除権)	12
第 47 条	(完工前の解除の効力)	12
第 48 条	(選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例)	13
第 49 条	(完工後の解除の効力)	13
第 50 条	(契約終了時の措置)	13
第 51 条	(選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)	13
第 52 条	(遅延損害金)	14
第 53 条	(建設工事保険等)	14
第 54 条	(関係者協議会等)	14
第 55 条	(守秘義務)	14
第 56 条	(著作権の利用等)	14
第 57 条	(情報通信の技術を利用する方法)	15

事業仮契約書

- 1 事業名 錦江町子育て支援住宅整備事業
- 2 事業場所 錦江町内
- 3 契約期間 自 議会の議決の日 ～ 至 令和○年○月○日
- 4 契約代金額 金 ○○○○○円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○○○円)
- 5 履行保証保険契約 金 ○○○○○円
- 6 上記の事業について、管理者等と選定事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「P F I 基本方針」という。）に基づき、管理者等及び選定事業者が相互に協力し、選定事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
また、この契約の締結及びその履行に際し、管理者等は、この事業が民間事業者たる選定事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、選定事業者は、この事業が定住促進住宅としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 7 この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

管理者等
住所

氏名

印

選定事業者
住所

社名

印

本書は仮契約であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、錦江町議会の議決を得た日に本契約として成立する。

錦江町議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより選定事業者が生ずる如何なる損害についても、管理者等は、その責めを負わない。

(総則)

第1条 管理者等及び選定事業者は、この契約に基づき、次に掲げる図書（以下「関係図書」と総称する。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- (1) 募集要項、要求水準書及びこれらに対する質問回答書（以下「募集要項等」と総称する。）
- (2) 選定事業者が応募手続において管理者等に提出した事業者提案書その他選定事業者がこの契約の締結までに発注者に提出した一切の書類（以下「事業者提案書等」と総称する。）
- 2 選定事業者は、第4条の業務を第2条の事業日程に従って行うものとし、管理者等は、この契約に定めるところによりサービス対価を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して管理者等及び選定事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して管理者等及び選定事業者の間で用いる計量単位は、関係図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約及び関係図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、鹿児島地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(事業日程)

第2条 事業日程は、次のとおりとする。

- (1) PFI施設の引渡日 令和 年 月 日

(事業費内訳書及び詳細事業日程表)

- 第3条 選定事業者は、関係図書に基づき事業費内訳書及び詳細事業日程表を作成し、管理者等に提出しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。
- 2 事業費内訳書及び詳細事業日程表は、管理者等及び選定事業者を拘束するものではない。

(事業の概要)

第4条 この事業は、錦江町子育て支援住宅整備事業の設計業務、建設業務に関する関連整備業務、これらに関連するその他業務並びにこれらの業務の実施のための資金調達により構成されるものとする。

(規定の適用関係)

第5条 この契約書、募集要項等及び事業者提案書等の内容に矛盾がある場合には、この契約書、募集要項等及び事業者提案書等の順に優先して適用する。

(契約の保証)

第6条 選定事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を管理者等に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は管理者等が確実と認める金融機関等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和28年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、施設の整備期間中はPFI施設整備に係るサービス対価の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により選定事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 施設整備サービス対価額の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価総額の10分の1に達するまで、管理者等は、保証の額の増額を請求することができ、選定事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

第6条の2 管理者等は、選定事業者と〇〇〇〇〇との工事請負契約について、当該契約の締結と同時に、当該契約の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結することを条件として、契約保証金の納付を免除することができる。この場合において、前条第1項の規定は適用しない。

- 2 選定事業者は、前項の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券の写しを管理者等に提出しなければならない。
- 3 第1項に掲げる保険金額は、PFI施設整備に係るサービス対価（金利手数料を除く）の1分の1以上としなければならない。
- 4 PFI施設整備に係るサービス対価の変更があった場合には、保険金額が変更後のPFI施設整備に係るサービス対価（金利手数料を除く）の10分の1に達するまで、管理者等は、保険金額の増額を請求することができ、選定事業者は、保険金額の減額を請求することができる。
- 5 選定事業者は、第1項の履行保証保険に係る保険金請求権について、第44条第2項の規定による違約金支払請求権を被担保債権とする質権を管理者等のために設定するものとする。

（権利義務の処分等）

第7条 選定事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、管理者等の承諾を得なければならない。

- (1) この契約上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。
- (2) 選定事業者の株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
- (3) 選定事業者の持株会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行うこと。

（資金調達）

第8条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、この事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。

- 2 管理者等は、選定事業者がこの事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関等から融資を受け、又は選定事業者の株式若しくはサービス対価請求権その他のこの契約に基づき選定事業者が管理者等に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、選定事業者に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

（許認可等の手続）

第9条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。

- 2 管理者等は、前項に定める選定事業者が行うべき手続について選定事業者から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

（事業用地等の引渡）

第10条 管理者等は、事業用地その他説明書等において定められた事業の実施上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を令和 年 月 日までに確保し、建設業務が可能な状態で選定事業者引き渡さなければならない。

- 2 選定事業者は、引き渡された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（土地の調査）

第11条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、事業用地等における測量、地質調査その他の要求水準書で定める調査を実施しなければならない。

- 2 選定事業者は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、管理者等に通知しなければならない。

(条件変更等)

第12条 選定事業者は、事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに管理者等に通知しなければならない。

- (1) 要求水準書の誤謬があること。
 - (2) 事業用地等の条件(形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。)について、募集要項に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
 - (3) 募集要項で明示されていない事業用地等の条件について、予想することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 管理者等は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を選定事業者に通ずして、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

(要求水準書の変更)

第13条 管理者等は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を選定事業者に通ずして、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- 2 選定事業者は、前項又は前条第2項の通知を受けたときは、7日以内に、管理者等に対して次に掲げる事項を通知し、管理者等と協議を行わなければならない。
- (1) 要求水準書の変更に対する意見
 - (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (3) 要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無
- 3 第1項又は前条第2項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、選定事業者に通ずることができる。この場合において、選定事業者に増加費用又は損害が発生したときは、管理者等は必要な費用を負担しなければならない。ただし、選定事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書若しくは計画書の変更を求める旨を選定事業者に通ずることができる。

(要求水準書の変更協議請求)

第14条 選定事業者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を管理者等に通ずして、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
 - (2) 要求水準書の変更の理由
 - (3) 選定事業者が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (4) 選定事業者が求める要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無
 - (5) 選定事業者が求める要求水準書の変更に伴い設計図書若しくは計画書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要
- 2 管理者等は、前項の通知を受けたときは、30日以内に、選定事業者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、選定事業者と協議を行わなければならない。
- 3 第1項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合には、管理者等は、要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、選定事業者に通ずる。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、管理者等は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は計画書の変更を求める旨を選定事業者に通ずる事ができる。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

第15条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、PFI施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。

- 2 選定事業者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他のPFI施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、要求水準書で定めた選定事業の内容及びPFI施設の規模に係る事項に関する説明は、管理者等の責任とする。

- 4 選定事業者は、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を管理者等に報告しなければならない。
- 5 管理者等は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、選定事業者が行う説明に協力するものとする。
- 6 選定事業者は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を管理者等に報告しなければならない。

(PFI施設の設計)

- 第16条 PFI施設の設計は、この契約及び関係図書に従い、選定事業者の責任及び費用負担において行う。
- 2 選定事業者は、基本設計が関係図書に適合するものであることについて、基本設計の設計図書を提出して管理者等の確認を受けなければならない。
 - 3 管理者等は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から30日以内に、基本設計の設計図書の内容が関係図書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて関係図書に適合することを確認したときは、その旨を選定事業者に通知しなければならない。
 - 4 管理者等は、前項の場合において、基本設計の設計図書の内容が関係図書に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては関係図書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して選定事業者に通知しなければならない。
 - 5 選定事業者は、前項、第13条第4項又は第14条第4項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第2項の管理者等の確認を受けるものとする。ただし、前項、第13条第4項又は第14条第4項の通知に対して選定事業者が設計図書を修正する必要性がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると管理者等が認めたときは、この限りでない。この場合において、管理者等は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第4項の通知を受けた場合においては選定事業者の負担とし、第13条第4項又は第14条第4項の通知を受けた場合においては管理者等の負担とする。
 - 7 選定事業者は、第3項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、管理者等の承諾を得なければならない。
 - 8 第2項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の管理者等による確認について準用する。この場合において、「関係図書」とあるのは「関係図書及び基本設計」と読み替えるものとする。
 - 9 第2項から前項までに規定する手続は、選定事業者のPFI施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。

(設計に関する第三者の使用)

- 第17条 選定事業者は、管理者等の承諾を受けた場合に限り、設計の全部又は一部を構成企業等その他第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 設計に関する発注は、選定事業者の責任及び費用負担において行うものとし、設計に関して選定事業者が使用する構成企業等その他の第三者の責に帰すべき事由は、選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。

(PFI施設の建設)

- 第18条 PFI施設の建設は、この契約、関係図書及び第16条第3項の確認を受けた設計図書に従い、選定事業者の責任及び費用負担において行う。
- 2 選定事業者は、施工方法を定め、要求水準書の定めるところにより、建設工事着手前に施工計画書その他必要な書類を管理者等に提出しなければならない。
 - 3 選定事業者は、要求水準書の定めるところにより、工事記録を整備しなければならない。

(工事に関する第三者の使用)

- 第19条 選定事業者は、管理者等の承諾を受けた場合に限り、工事の全部又は一部を構成企業等以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 管理者等は、選定事業者に対して、施工体制台帳及び選定事業者と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

- 3 工事に関する発注は、選定事業者の責任及び費用負担において行うものとし、工事に関して選定事業者が使用する構成企業等その他の第三者の責に帰すべき事由は、選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 4 選定事業者は、工事に関して選定事業者が使用する構成企業等が工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることの承諾を求めた場合においては、これを承諾してはならない。

(工事監理者の設置)

- 第20条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理者を定め、その名称その他必要な事項を管理者等に対して通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。
- 2 管理者等は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理者からの報告を求めることができる。

(中間確認、報告等)

- 第21条 管理者等は、選定事業者と協議して、時期及び工程の段階を定め、管理者等の立会いの上で、工事の施工状況について中間確認を行うことができる。この場合において、管理者等は、7日前までに、選定事業者に対して、中間確認を実施する旨を通知するものとする。
- 2 管理者等は、選定事業者に対して、工事の施工状況について報告を求めることができる。
 - 3 管理者等は、あらかじめ選定事業者に通達を行うことなく、工事現場に立会い、選定事業者又は工事施工者に対して、工事の施工状況について質問し、又は説明を求めることができる。
 - 4 管理者等は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、選定事業者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。ただし、当該請求に対して選定事業者が施工部分を是正する必要がある旨の意見を述べた場合において、施工部分を是正しないことが適切であると管理者等が認めたときは、この限りでない。この場合において、管理者等は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 管理者等は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を選定事業者に通達して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 6 第4項の場合における是正に要する費用並びに前項の場合における検査及び復旧に直接要する費用は、選定事業者の負担とする。
 - 7 選定事業者は、管理者等が第1項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

(工事の中止)

- 第22条 事業用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、選定事業者が工事を施工できないと認められるときは、選定事業者は、直ちに工事の中止内容及びその理由を管理者等に通達しなければならない。
- 2 選定事業者は、履行不能の理由が選定事業者の責に帰すべき事由による場合を除き、第1項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。
 - 3 管理者等は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を選定事業者に通達して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
 - 4 管理者等又は選定事業者は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から30日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め、選定事業者に通達する。
 - 5 管理者等は、第1項又は第3項の規定により工事の施工が一時中止された場合（工事の施工の中止が選定事業者の責に帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、選定事業者と協議し、引渡予定日若しくはサービス対価を変更し、又は選定事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは選定事業者の損害を負担するものとする。

(事業用地等が不用となった場合の措置)

- 第23条 工事の完成、要求水準書の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に選定事業者が所有し若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（選定事業者が使用する構成企業等その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同

じ。)があるときは、選定事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、管理者等に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、管理者等は、選定事業者に代わって当該物件の処分又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、選定事業者は、管理者等の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、管理者等の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第1項に規定する選定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、管理者等が選定事業者の意見を聴いて定める。

(引渡予定日の変更)

- 第24条 選定事業者は、第22条第1項に規定する場合を除き、選定事業者の責に帰すことができない事由により引渡予定日にPFI施設を管理者等に引き渡すことができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、管理者等に引渡予定日の変更を請求することができる。
- 2 選定事業者は、選定事業者の責に帰すべき事由により引渡予定日にPFI施設を管理者等に引き渡すことができないと認めるときは、引渡予定日の30日前までに、その理由及び選定事業者の対応の計画を書面により管理者等に通知しなければならない。
 - 3 選定事業者は、引渡予定日にPFI施設を管理者等に引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、引渡しの遅延による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
 - 4 管理者等は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、引渡予定日の変更を選定事業者に請求することができる。
 - 5 管理者等は、前項の場合において、必要があると認められるときはサービス対価額を変更し、又は選定事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(引渡予定日の変更等に係る協議)

- 第25条 第22条第5項、第23条第1項又は前条第1項、第2項若しくは第4項に規定する設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更については、管理者等と選定事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、管理者等が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、管理者等が設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更事由が生じた日(第24条第1項又は前条第1項若しくは第2項の場合にあっては、管理者等が設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日変更の請求又は通知を受けた日、第22条第5項又は前条第4項の場合にあっては、選定事業者が引渡予定日の変更請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、管理者等に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 選定事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 2 前項の場合において、選定事業者は、そのとった措置の内容を管理者等に直ちに通知しなければならない。
 - 3 選定事業者が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして選定事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、管理者等が負担する。

(工事の施工について第三者に及ぼした損害)

- 第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたとき(工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む。)は、選定事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち管理者等の責に帰すべき事由により生じたものについては、管理者等が負担する。
- 2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、管理者等と選定事業者が協力してその解決に当たるものとする。

(事業用地等の確保ができないこと等による損害)

第 28 条 事業用地等の確保ができないこと又は第 12 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当する事実があることによる損害は、管理者等が負担する。ただし、その損害のうち工事の施工につき選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、選定事業者が負担する。

(建設期間中の不可抗力による損害)

第 29 条 第 31 条第 5 項に規定する完工確認書の交付前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で管理者等及び選定事業者双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、選定事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を管理者等に通知しなければならない。

- 2 管理者等は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を選定事業者へ通知しなければならない。
- 3 選定事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用（選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠った事に基づくもの及び第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を管理者等に請求することができる。
- 4 管理者等は、前項の規定により選定事業者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて、選定事業者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下本条において「損害合計額」という。）のうち P F I 施設整備に係るサービス対価（P F I 施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「100 分の 1 を超える額」とあるのは「100 分の 1 を超える額から既に管理者等が負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(選定事業者が行う完工検査)

- 第 30 条 選定事業者は、その責任及び費用負担において、P F I 施設の工事の完成を確認するための検査（以下「完工検査」という。）を行うものとする。
- 2 選定事業者は、前項の完工検査を行おうとする場合においては、その 7 日前までに、完工検査を行う旨を管理者等に対して通知しなければならない。
 - 3 管理者等は、第 1 項の完工検査に立ち会うことができる。ただし、選定事業者は、管理者等が立会いを行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。
 - 4 選定事業者は、第 1 項の完工検査を行った場合においては、その結果を管理者等に対して報告しなければならない。

(管理者等が行う完工検査)

- 第 31 条 管理者等は、前条第 4 項の工事の完成が確認された旨の報告を受けた日から 14 日以内に、選定事業者の立会いの上、要求水準書の定めるところにより、完工検査を完了し、その検査結果を選定事業者に対して通知しなければならない。
- 2 管理者等は、P F I 施設がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を選定事業者へ通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、選定事業者の負担とする。

- 3 管理者等は、P F I 施設がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、選定事業者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。
- 4 選定事業者は、前項の請求を受けた場合においては、その責任及び費用負担において必要な措置を行い、第1項の検査を受けるものとする。ただし、前項の請求に対して選定事業者がP F I 施設を是正する必要がある旨の意見を述べた場合において、P F I 施設を是正しないことが適切であると管理者等が認めたときは、この限りでない。この場合において、管理者等は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 管理者等は、第1項の検査を行った場合において、P F I 施設がこの契約、設計図書及び関係図書に適合し、かつ、要求水準書で定める書類が提出されたと認められるときは、選定事業者に対して、完工確認書を交付しなければならない。
- 6 選定事業者は、管理者等が第1項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

(P F I 施設の引渡し)

第32条 選定事業者は、前条第5項の完工確認書の交付を受けた上で、引渡予定日にP F I 施設を管理者等に引き渡すものとする。

- 2 管理者等は、前項の引渡しにより、P F I 施設の所有権を取得する。

(瑕疵担保)

第33条 管理者等は、P F I 施設に瑕疵があるときは、選定事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、管理者等は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条の規定による引渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が選定事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は30年とする。
- 3 管理者等は、P F I 施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに選定事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、選定事業者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 管理者等は、P F I 施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項の定める範囲内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

(第三者の責に帰すべき事由によるP F I 施設の損害)

第34条 第31条第5項に規定する完工確認書の交付後に、第三者の責に帰すべき事由によりP F I 施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、選定事業者の責任及び費用負担において行う。

- 2 前項に定める場合において、選定事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、選定事業者は、P F I 施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下この条において「P F I 施設の損害の状況等」という。）を管理者等に通知しなければならない。
- 3 管理者等は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項のP F I 施設の損害の状況等を確認し、その結果を選定事業者へ通知しなければならない。
- 4 選定事業者は、前項の規定によりP F I 施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じたP F I 施設を関係図書に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第53条第2項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を管理者等に請求することができる。

(法令変更等)

第35条 法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、選定事業者は、速やかに、その内容及び理由を管理者等に通知しなければならない。

- (1) 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃

- (2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- (3) 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- 2 選定事業者は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。
- 3 管理者等は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価額の支払において、選定事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 選定事業者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 管理者等は、選定事業者から第1項の通知を受けたときは、速やかに選定事業者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から60日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め、選定事業者に通知する。

(法令変更等による増加費用)

第36条 選定事業者は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の負担を管理者等に請求することができる。

- (1) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用
 - (2) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
 - (3) PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用
 - (4) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 管理者等は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、サービス対価を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第37条 管理者等は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、サービス対価の変更を請求することができる。

(PFI施設整備に係るサービス対価の支払)

- 第38条 選定事業者は、第31条第5項の完工確認書を受けたときは、PFI施設整備に係るサービス対価の支払を請求することができる。
- 2 管理者等は、前項の規定による請求があったときは、別に定めるところにより、PFI施設整備に係るサービス対価を支払わなければならない。

(物価の変動に基づくPFI施設整備に係るサービス対価の変更)

- 第39条 特別な要因により、この契約の締結時以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、PFI施設整備に係るサービス対価が不適当となったときは、管理者等又は選定事業者は、PFI施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。
- 2 予期することのできない特別の事情により、この契約の締結時以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、PFI施設整備に係るサービス対価が著しく不適当となったときは、管理者等又は選定事業者は、前項の規定によるほか、PFI施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。
- 3 選定事業者は、この契約の締結時以降に物価の変動に基づきPFI施設整備費が増加すると予想される場合においては、増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(金利の変動に伴うサービス対価の変更)

- 第40条 応募時に使用する基準金利とPFI施設の引渡し日の2営業日前における基準金利に差が生じた場合においては、管理者等又は選定事業者は、PFI施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価の変更を請求することができる。
- 2 前項の改定後の基準金利はPFI施設の引渡し日の2営業日前の午前10時に公表される東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレート」とする。この場合において、上乗せ金利（スプレッド）については、応募時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。

- 3 管理者等又は選定事業者は、第1項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

(サービス対価の変更方法)

- 第41条 第22条第5項、第24条第5項、第36条第2項、第37条及び第39条までに規定するサービス対価の変更又は返還については、管理者等と選定事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から60日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、管理者等が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知するものとする。ただし、サービス対価の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、管理者等に通知することができる。
- 3 第22条第5項、第24条第5項、第26条第3項、第29条第4項、及び第36条第2項の規定により選定事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に管理者等が負担する必要な費用の額については、管理者等と選定事業者が協議して定める。

(サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更)

- 第42条 管理者等は、第13条第3項、第14条第3項、第22条第5項、第24条第5項、第26条第3項、第29条第4項、第36条第2項及び第40条までの規定によりサービス対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。
- 2 選定事業者は、第13条第3項、第14条第3項、第37条、第39条及び第40条までの規定によりサービス対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、サービス対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の選定事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 3 第1項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、管理者等と選定事業者が協議して定める。ただし、協議開始から60日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、管理者等が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、管理者等がサービス対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、管理者等に通知することができる。

(管理者等の解除権)

- 第43条 管理者等は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
- (2) 管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由によりPFI施設の引渡しが行われないうとき又は引渡予定日経過後相当の期間内にPFI施設を引き渡す見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由によりPFI施設が工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内にPFI施設の工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (4) その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
- (5) この事業の遂行を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
- (6) 第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、選定事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として管理者等の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第31条第5項に規定する完工確認書の交付前に解除された場合
PFI施設整備に係るサービス対価(PFI施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む)の10分の1に相当する額

- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、管理者等は、当該契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当する。

(契約の解除)

第44条 管理者等は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 管理者等は、前項の規定により契約を解除したことにより選定事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(選定事業者の解除権)

第45条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 管理者等がサービス対価の支払を遅延し、選定事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
- (2) 選定事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、管理者等が契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
- (3) 第13条の規定により要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき。
- イ. サービス対価の総額がこの契約の締結時の額から100分の5以上減少したとき。
- ロ. PFI施設整備に係るサービス対価がこの契約の締結時の額から100分の5以上減少したとき。
- ニ. 選定事業者による要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
- (4) 第22条の規定による工事の施工の中止期間が1月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後1月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 選定事業者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を管理者等に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第46条 不可抗力又は法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第22条第4項若しくは第35条第1項の通知の日から60日を経過しても同条第5項の協議が整わないときは、管理者等は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 管理者等は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより選定事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、建設期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る管理者等の負担については、第29条に定めるところによる。
- 3 不可抗力又は法令変更等により、維持管理・運營業務の中止期間が1月を超えた場合においては、選定事業者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(完工前の解除の効力)

第47条 管理者等は第31条第5項に規定する完工確認書の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

- 2 管理者等は、前項の検査を行う場合において、PFI施設がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を選定事業者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、選定事業者の負担とする。
- 3 管理者等は、第1項に規定する引渡しを受けたときは、別に定めるところにより、当該引渡しを受けた出来形部分に相応するPFI施設整備に係るサービス対価を選定事業者を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第44条第1項の規定に基づくものであるときは、管理者等は、支払うべきPFI施設設備に係るサービス対価と第44条第2項の違約金を相殺することができる。

(選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例)

第 48 条 第 31 条第 5 項に規定する完工確認書の交付前にこの契約が第 43 条第 1 項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するものを除き、前条第 1 項の規定にかかわらず、管理者等は、選定事業者に対して、P F I 施設を取り壊して事業用地等を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、選定事業者の負担とする。

- (1) 管理者等が P F I 施設の出来形部分を利用して工事を継続することが妥当と判断するとき。
- (2) P F I 施設の工事の進捗状況から判断して出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるとき。

(完工後の解除の効力)

第 49 条 管理者等は、第 31 条第 5 項に規定する完工確認書の交付後にこの契約が解除された場合においては、選定事業者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から 30 日以内に P F I 施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、管理者等は、P F I 施設がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものは管理者等の負担

- (2) 前項に掲げるもの以外のものは選定事業者の負担

- 3 管理者等は、第 1 項の検査を行った場合において、P F I 施設がこの契約及び関係図書に適合すると認めるときは、選定事業者に対して、その旨を通知しなければならない。

- 4 選定事業者は、前項の通知を受けたときは、P F I 施設整備に係るサービス対価の残額の支払を請求することができる。

- 5 管理者等は、前項の規定による請求があったときは、出来形により、P F I 施設整備に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第 43 条第 1 項の規定に基づくものであるときは、管理者等は、支払うべき P F I 施設整備に係るサービス対価と第 43 条第 2 項の違約金を相殺することができる。

(契約終了時の措置)

第 50 条 選定事業者は、この契約が終了した場合において、事業用地等に第 48 条の規定に基づき取り壊すべき P F I 施設があるとき又は事業用地等若しくは P F I 施設に選定事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（選定事業者が使用する構成企業等その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、選定事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等又は P F I 施設を修復し、取り片付けて、管理者等に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等若しくは P F I 施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、管理者等は、選定事業者に代わって当該物件を処分し、事業用地等若しくは P F I 施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、選定事業者は、管理者等の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、管理者等の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 3 第 1 項に規定する選定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、管理者等が選定事業者の意見を聴いて定めるものとする。

- 4 選定事業者は、この契約が終了した場合においては、管理者等に対し、この P F I 施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

(選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)

第 51 条 第 22 条第 5 項、第 24 条第 5 項、第 26 条第 3 項、第 36 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定により管理者等が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が選定事業を行うため選定事業者が第三者（選定事業者に融資した金融機関等を除く。）と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、管理者等が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

(遅延損害金)

- 第 52 条 この契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払が遅れた場合においては、選定事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を管理者等に請求することができる。
- 2 選定事業者の責に帰すべき事由により選定事業者がこの契約に基づいて履行すべき支払が遅れた場合においては、管理者等は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令 337 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率を乗じて計算した額の延納利息の支払を選定事業者等に請求することができる。
- 3 選定事業者の責に帰すべき事由により引渡予定日に P F I 施設を管理者等に引き渡すことができない場合においては、管理者等は、損害金の支払を選定事業者等に請求することができる。
- 4 前項の損害金の額は、P F I 施設整備に係るサービス対価（P F I 施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）につき、遅延日数に応じ、0.01%を乗じて計算した額とする。

(建設工事保険等)

- 第 53 条 選定事業者は、工事目的物、工事材料等を、要求水準書の定めるところにより、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 選定事業者は、要求水準書の定めるところにより、第三者賠償責任保険その他の保険に加入しなければならない。
- 3 選定事業者は、第 1 項又は前項の規定により保険契約を締結したときは、直ちにその保険証券又はその写しを管理者等に提出しなければならない。
- 4 選定事業者は、選定事業を実施するため第 1 項又は第 2 項の規定による保険以外の保険に加入したときは、直ちにその旨を管理者等に通知しなければならない。

(関係者協議会等)

- 第 54 条 第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 22 条第 4 項、第 25 条第 1 項、第 35 条第 5 項、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 3 項の規定に基づく協議は、関係者協議会により行う。
- 2 関係者協議会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。
- 3 管理者等又は選定事業者は、第 1 項に定めるところによるほか、この契約の解釈又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認めるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる。
- 4 管理者等又は選定事業者は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。
- 5 この契約の各条項において管理者等と選定事業者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に管理者等が定めたものに選定事業者が不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったときは、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。

(守秘義務)

- 第 55 条 管理者等は、選定事業の実施に関して知り得た選定事業者の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、錦江町情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報以外の情報については、この限りでない。
- 2 選定事業者は、選定事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 3 選定事業者は、選定事業を実施するため必要なものとして管理者等の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して選定事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、選定事業に関して弁護士、公認会計士、税理士、又は金融機関、金融機関の弁護士に業務を委託する場合には、管理者等の承諾を要しない。
- 4 前項に基づき選定事業者が秘密を開示する場合においては、選定事業者は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

(著作権の利用等)

- 第 56 条 成果物（設計図書その他の選定事業者がこの契約又は管理者等の請求により管理者等に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。この条において同じ。）又は P F I 施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（次項において「著作物」という。）又は同項第 15 号ロに規定する建築の著作物（次項において「建築の著作物」という。）に該当する場合においては、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利は、著作権法の定めるところに従うものとする。

- 2 管理者等は、成果物又はP F I 施設が著作物又は建築の著作物に該当する場合においては、管理者等の裁量により利用する権利を有するものとする。
- 3 選定事業者は、管理者等に対し、P F I 施設の増築、改築、修繕、模様替え、維持管理・運営、広報等に必要な範囲において、成果物を管理者等が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は管理者等の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。
- 4 選定事業者は、管理者等に対し、次に掲げるP F I 施設の利用を許諾する。
 - (1) P F I 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) P F I 施設を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 5 選定事業者は、管理者等に対し、成果物又はP F I 施設の内容を自由に公表することを許諾する。
- 6 選定事業者は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、管理者等の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又はP F I 施設の内容を公表すること。
 - (2) P F I 施設に選定事業者の実名又は変名を表示すること。
- 7 選定事業者は、第3項又は第4項の場合において、著作権法第19条及び第20条第1項の権利を行使せず、又は行使させないものとする。
- 8 選定事業者は、成果物又はP F I 施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する選定事業者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、管理者等の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 選定事業者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、管理者等に対して保証する。
- 10 成果物又はP F I 施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該知的財産権の侵害が、管理者等が特に指定した工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる場合においては、この限りでない。
- 11 この条の規定は、この契約の終了後もなお効力を有するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第57条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。